

平成30年度一般社団法人東京都農業会議事業計画

第一 方針

平成30年度は、東京都農業委員会ネットワーク機構として一般社団法人東京都農業会議が課せられた業務を推進し、東京農業の確立のためになお一層積極的に取り組む年度である。

すなわち、農業委員会の「農地等の利用の最適化の推進」業務に関する相互の連絡調整および農業委員会の研修等への協力のほか、認定農業者、新規就農者、法人経営等の農業に真剣に取り組む経営者の支援と育成、東京農業に関わる調査や情報の提供について、より一層強力な活動を展開する必要がある。

具体的には、都市地域においては、半世紀にわたった都市農業確立運動が結実の時を迎え、都市農業振興基本法のもとでの改正生産緑地法、都市農地の賃借の円滑化に関わる法律案、農地を貸借しても相続税納税猶予制度が継続できる仕組みや貸しても主たる従事者の証明の発行が可能となる規則の整備など、法制上・税制上の政策が実現しつつある。いよいよ、都市農業者が制度や税制を活用して、農地保全と農業経営の継続を確立していく正念場を迎えるときがきた。これら法制度を関係する全農業者へ啓発し、活用を促進する活動を推進する。

また、都市近郊・農山村・島しょ地域においては、農業者の高齢化と担い手不足を補完するための生産振興、流通対策等の創設や拡充など、基幹産業である地域農業の活性化を図る活動を最優先活動として促進する。

このように、今年度は東京農業にとって重要な年であり、農業委員会系統活動の一層の強化をはかり、東京都・区市町村並びに全国農業会議所・JA系統組織など関係機関・団体との緊密な連携のもと、東京の農業者の逞しい経営意欲と叡智を結集し農政課題への適切な対応をはかるため、以下の事業を強力に推進するものである。

第二 事業

1. 会議の開催

(1) 通常総会の開催

この会の基本事項と事業推進方策などを検討するため通常総会を年2回および臨時総会を開催する

[6月18日 8月21日 3月19日]

(2) 理事会の開催

総会での協議事項などを検討するため必要に応じて開催する。

[5月18日、6月18日、7月17日、2月18日]

(3) 常設審議委員会の開催

法定事項等を審議し、農業委員会との連携活動等を協議する常設審議委員会を毎月17日を原則として開催する

(4) 監査会

業務並びに会計について年2回、監事による監査会を開催する。

[5月17日、11月13日]

(5) 事業推進協議会

農業会議の業務並びに農業委員会との連携活動、農政活動の推進に関し、会員の意見を求め、これを業務に反映させるため、年2回事業推進協議会を開催する。

[5月18日 11月16日]

2. 農地関係諮問答申

(1) 農地法、土地区画整理法等の諮問に対する審議と答申

農地法第4条・第5条・第18条、土地区画整理法第136条などの規定に基づく諮問について常設審議委員会において審議し、答申する

(2) 諮問に伴う現地調査の実施

審議に先立ち、必要に応じて現地調査を実施する。

3. 農業政策・農業振興対策活動

(1) 対策の基本的方向

① 「農業のあるまちづくり」を関係部局および市民と確立する対策の推進

～都市農地保全対策と農業振興対策の充実に向けた運動～

半世紀にわたった都市農業確立運動が結実の時を迎え、「改正生産緑地法」「都市農地の賃借の円滑化に関わる法律案」「農地を賃借しても相続税納税猶予制度が継続できる仕組み」「貸しても主たる従事者の証明が発行が可能となる規則の整備」など、法制上・税制上の政策が実現しつつある。

都市農地・農業の保全に関する関係法・制度の改正と税制の改善について、周知活動を展開する。

ア、都市農地関係法および税制度の周知活動

イ、関係部局との連携活動

ウ、農業経営の継続のための今後の対応

② 「活力あるむらづくり」の実現をめざす都市近郊・農山村・島しょ地域の農業振興対策の推進

市町村農業振興計画・基本構想を基本とした都市近郊・農山村・離島農業振興対策を推進し、「活力あるむらづくり」の確立を図るため、地域農業者による合意形成を支援し、認定農業者・新規就農者等が農業に真剣に取り組める農業振興体制の整備をはかる。

③農地流動化の積極的な推進

東京に限られた農地を農業生産に積極的に活用し、農業経営の安定的な継続を図る一環として、農業委員会および区市町村と連携し、農地管理推進月間・農地流動化推進月間を活用して、農地流動化活動を積極的に進める。

特に、農振地域内の農地流動化を図るため、東京都知事より農地中間管理事業法による農地中間管理機構の指定を受け、市町村・農業委員会と協力して推進する。

④農業委員会法第53条に基く、関係行政機関に農業者の声を伝える意見の提出、政府・国会・東京都への要請活動の推進

農業者への農政情報等の啓発及び意向の集約を基に、政府・行政庁等に対し「農業者の声を伝える」ため、農業委員会の意見の公表活動に協力し、要請活動を行う。〔8月および3月〕

⑤農業委員会・農業者等と連携した農地の保全と利用促進及び地域農業の確立

農業委員会・農業会議の連携活動は、第59回東京都農業委員会・農業者大会での「農業委員会活動の積極的推進に関する決議」に重点におき、行動する農業委員会活動を基本に、農地の保全と利用促進をはかるとともに担い手を育成し、地域農業の確立と農業のある地域づくりを推進する。

⑥関係機関・団体との連携活動の推進

東京農業の継続できる農業経営の実現に向けて、認定農業者及び農業法人の育成・支援を行い、「東京都担い手育成総合支援協議会」の事務局として関係機関・団体と連携し、地域農業の担い手育成と農地利用の促進をはかる。

また、農業委員会と連携して新規就農者の確保・育成対策を実施するとともに、「新規就農希望者経営計画支援会議」の事務局として新規就農者の支援対策を推進し、担い手の確保と地域農業の振興をはかる。

ア、「東京都担い手育成総合支援協議会」の事務局として担い手確保・育成支援および農地利用促進対策の推進

イ、「新規就農希望者経営計画支援会議」の事務局として新規就農者の受入支援対策の推進

(2) 個別対策

①都市農業振興施策を構築するための具体案の提案

国の都市農業振興基本計画に基づく農業振興施策を実現するための措置を構築するため、施策の具体的な提案とともに農政活動を推進する。

②都市的地域の新たな農地保全手法の検討

農作業の受委託および作業支援、農業研修生の受け入れなど、家族以外の従事者の活用による農地保全等の手法を検討する。

③相続税納税猶予制度・改正生産緑地法の周知と積極的な活用促進

農業委員会と協力して相続税等納税猶予・改正生産緑地法の周知徹底と共に、その積極的な活用対策を関係団体と連携して強力に進める。また、農業委員会と制度適用農地の適正管理に努める。

ア、改正生産緑地法の内容を農業者へ周知徹底、生産緑地の追加・再指定促進に向けた農業委員会の取り組みを支援する。

イ、相続税等納税猶予制度の適正化をはかるため東京国税局との連携を強化する。

[11月]

ウ、農業・農地等関係税制の適正化をはかるため、調査研究、検討・協議、要請活動を積極的に進める。

エ、農業者に対し、農地を守る制度の啓発および相続も含めた農地保全方策について個別相談活動を行う。

④区市町村農業振興計画（地方計画）・基本構想の策定と実現への支援

都市農業振興基本法の地方計画ともなり、地域農業振興の要となる区市町村ごと農業振興計画・基本構想および関係する法律等における農地利用計画等の策定推進とその実現をはかるため、農業委員会と連携して支援活動を進める。

⑤農地の確保と利用促進対策

ア、農業経営の継続を図る施策を確立し、農地の利用を促進し、地域農業の活性化をはかるため、農業委員会に協力して農地の確保・利用対策を進める。

イ、遊休農地を解消し、農地の利用改善をはかるため、農業委員会が行う農地パトロール、農地利用意向調査等活動の支援を行う。

⑥企業的農業経営者・認定農業者・後継者など真剣に取り組む担い手確保・育成対策

東京農業をリードする認定農業者等の経営を支援するため、法律・税制度の説明、経営相談、先進経営視察、簿記記帳講習会等を進め、農業に真剣に取り組む農業者を支援する。

⑦新規就農者等の受け入れと多様な担い手の確保等の推進

新たに農業経営に取り組むもうとする新規就農者の受け入れを進めるとともに、農業生産を通じて果たす農地の多面的機能発揮と地域住民との連携をはかるため、農業体験農園、市民農園、福祉農園などのふれあい農業を推進するとともに、農を核とした地域コミュニティの構築・再生や食農教育への支援活動を進める。

また、地域農業を守る多様な担い手の確保と育成に取り組む。

⑧地域住民および地域資源・観光と結びつけた地域農業振興対策

農地・農業・農村風景を地域の宝や資源として位置づけ、広く市民に伝えるため観光と結びつけた地域農業振興対策を検討する

⑨TPP、FTA/EPA等経済の国際化へ対応する東京農業の対策

国際情勢の変化に伴い、大きく変わりつつある国際経済の中で、我が国農業は大きな影響を受けることになる。情勢を鑑みつつ東京農業の対応を検討し、農業者への情報の提供と意見・要望の反映に努める。

⑩地域農業の振興に不可欠な農業委員会系統組織活動の連携強化

農地関連法・制度および税制上の制度に主体的に関わり、精通している農業委員会・農業会議系統組織は、農業経営および農地保全、地域農業の確立には不可欠である。農業委員会・農業会議の情報交換をより綿密に進め、活動を強化する。

⑪国・都の農業関係予算の確保対策

ア、東京都予算の編成に際し農業委員会活動を通じて農業者の要望をとりまとめるとともに東京都に意見を提出し、その実現をはかる。

イ、政府の農業関係予算の編成に際し、農業者の要望が反映されるように全国対策運動に参画する。

全国農業委員会会長大会〔5月30日、11月30日〕

(3)農業委員会・農業者大会の開催

農業者の意志を結集し、これを広く表明するとともに、農政施策に反映させるため、第60回東京都農業委員会・農業者大会を開催する。〔2月22日〕

(4)企業的農業経営者・農業後継者の顕彰、並びに農業委員会等功労者表彰等

①第58回企業的農業経営顕彰

②第38回農業後継者顕彰

③農業委員会等功労者に対する表彰

④農業功労者に対する感謝状

⑤農業委員会職員に対する感謝状

4. 調査研究

(1)基礎調査

全国統一調査として田畑売買価格・農作業労賃等に関する調査を実施

(2)動向調査

①都市農業実態調査(東京都委託)

②東京都農作物生産状況調査(東京都委託)

③農政対策に必要な調査

(3)都市農業等に関する研究活動

5. 農業委員会に対する協力

(1)農業委員会活動強化対策の推進と農業委員会への協力・支援

地域農業の振興を目標に、農業委員長・職務代理・事務局との協議会、農業委員会職員の代表による農業委員会活動研究会等の開催により、農業委員・農地利用最適化推進委員による日常活動を柱とする農業委員会活動の統一的推進をはかる。また、農地関係法並びに税制等について周知徹底を行うとともに、農業委員会の積極的な活動を支援し、業務の効率的推進や広域連携による農業委員会活動の統一的・具体的推進方策等について検討を進めるため、関係者の参集を得て次の活動を行う。

ア、農地関係法・制度及び税制に関する周知徹底

イ、都市農地の保全に関する啓発資料の作成と重点的な普及

ウ、農業委員会会長等との協議会の開催

エ、農業委員会職員等との協議会の開催

- ◇農業委員会活動研究会〔5月11日〕〔8月3日〕〔2月5日〕
- ◇主任職員協議会〔5月25日〕〔8月30日〕〔3月1日〕
- ◇地区別農業委員会職員研究会
 - 〔島しょ11月20日〕〔区内12月3日〕〔西多摩12月5日〕
 - 〔南多摩12月7日〕〔北多摩西部12月10日〕〔北多摩北部12月12日〕
 - 〔北多摩南部12月14日〕

オ、地域農業振興先進事例現地研究会の開催

農業委員・農地利用最適化推進委員現地研究会

カ、地域別の農地関連制度および農地管理推進研究会の開催

◇夏季農業委員会地区別検討会

〔島しょ6月19日〕〔区内7月2日〕〔西多摩7月4日〕〔南多摩6月25日〕
〔北多摩北部6月25日〕〔北多摩南部6月22日〕〔北多摩西部6月27日〕

◇冬季農業委員会地区別検討会

〔島しょ1月16日〕〔区内1月11日〕〔西多摩1月18日〕〔南多摩1月21日〕
〔北多摩北部1月23日〕〔北多摩南部1月25日〕〔北多摩西部1月28日〕

キ、農業委員会独自活動への協力・支援

ク、農業委員会相互の広域連携活動の協力・支援

ケ、「農業委員会だより」等の情報提供に関する広報研究会の開催〔7月11日〕

(2) 農業委員・農地利用最適化推進委員、農業委員会職員の研修・研究

農業委員会活動を一層充実強化するため、農業委員・農地利用最適化推進委員、農業委員会職員の研修会を開催するとともに、農業委員会独自の研修に協力する。

ア、農業委員会長

◇農業委員会会長研究集会〔11月26～27日 大阪府〕

イ、職務代理・部会長

◇職務代理研究集会〔5月15日〕

◇農地・農政関係部会長研集会〔9月27日〕

◇経営関係部会長研究集会〔10月11日〕

ウ、農業委員・農地利用最適化推進委員

◇農業委員・推進委員研修

〔区内7月31日〕〔西多摩8月7日〕〔北多摩8月2日〕〔南多摩8月9日〕

エ、女性農業委員〔9月19日〕

オ、農業委員会職員

◇農業委員会職員基礎研修会〔4月13日〕

◇生産緑地・相続税納税猶予制度基礎研修会〔4月27日〕

◇相続税納税猶予制度実務研究会〔6月1日〕

◇生産緑地制度研究会〔6月11日〕

◇農地専門職員研修会〔7月26～27日〕

◇農業委員会職員現地研究会〔9月14日 神奈川県藤沢市〕

(3) 農業委員会活動推進フォーラムの開催

農業・農地を巡る情勢に対し、農業委員会としてその対応についての積極的推進をはかるため、農業委員会関係者、農業者ならびに消費者等の参加を得て、農業委員会活動推進フォーラムを開催する。〔10月30日〕

(4) 農地情報利用効率化の推進

農地台帳の法制化に対応し、台帳の電子化、農地地図のシステム化について担当者による研究会を開催するとともに、現地指導を行う。〔7月19日〕

(5) 地区農業委員会協議会・連合会との連携

地区別農業委員会活動の検討会、農業委員会・農業者大会等を共催するとともに地区ごとの連絡会議に協力する等、農業委員会の連絡提携活動の円滑な推進を図る。

6. 農地の保全管理と利用促進の推進

(1) 農地保全と農地関係法・制度の厳正執行

農地の減少の防止及び農地利用や相続等に関連した関係法・制度及び税制情報の正確な周知徹底をはかり、厳正な執行に努める。

(2) 相続税納税猶予制度・生産緑地制度等農地の保全管理の徹底

制度適用農地の管理の徹底をはかるため、農業委員会の法令業務のもとで、制度適用農地等の適正な管理の徹底を推進する。

(3) 日常的な農地パトロールと「農地管理・流動化推進月間」の推進

(4) 農地の利用促進と農地流動化の推進

① 認定農業者等への農地利用集積対策の推進

② 農地等の遊休化の防止と、不耕作地解消に向けた対策の推進

◇農地流動化担当者会議〔5月24日〕〔8月29日〕

(5) 生産緑地の追加・再指定の促進

生産緑地の追加および再指定を促進するため、「Uターン農地」等の対象となる農地の拡大について推進する。

(6) 農地中間管理事業の実施

農振地域内の農地流動化を図るため、東京都知事より農地中間管理事業法による農地中間管理機構の指定を受け、関係市町村および農業委員会と連携協力して推進する。

7. 認定農業者等企業的農業経営者の育成支援

(1) 認定農業者等の育成・支援

今後の東京農業を主体的に担う、農業に真剣の取り組む認定農業者・企業的農業経営者を支援する

①認定農業者制度の啓発と推進

②認定農業者等の育成と経営支援

③認定農業者等の組織化に向けた検討・推進

◇認定農業者等担い手支援会議〔5月25日〕〔8月30日〕

(2) 企業の農業経営支援のための経営管理指導の推進

企業の農業経営者及び農業後継者・女性農業者等を対象に、簿記記帳・決算・経営分析等経営管理能力の向上をはかるため講習会等を開催する。

(3) 農業後継者・女性農業者等の確保・育成対策の推進

区市町村・農業委員会と連携して、企業の農業経営者及び農業後継者・女性農業者の育成確保対策に協力するとともに、家族経営協定の推進をはかる。

(4) 認定農業者の組織化および農業経営者クラブとの連携

企業の農業経営者および認定農業者が相互に連携して経営発展をはかり得るよう、区市町村での組織化を促進するとともに、東京都および区市農業経営者クラブのその活動を充実強化するため、研究・研修活動等について支援を行う。

(5) 農地所有適格法人の育成および農業法人協会との連携

農業経営の法人化を進めるため、法人化を希望する農業者の育成支援と共に啓発活動を行うとともに、都市地域においても農地所有適格法人の設立が可能となるよう、関係諸制度の整備をはかる運動を推進する。

また、農業法人や法人化を目指す経営者の自主的組織である東京都農業法人協会との連携を密にし、その活動を支援する。

(6) 新規就農対策の推進

①新規就農希望者への就農相談活動の実施

②新規就農の促進と就農者の育成・支援

③農の雇用事業に関する事業推進

(7) 農業者年金制度の普及推進

農業委員会の行う農業者年金運營業務の推進に協力するとともに、農業者に対して年金制度の普及と加入促進を行う。さらに、加入者ならびに待機者を中心に円滑な受給のための相談活動を進める。

ア、制度の啓発と加入促進ならびに相談活動の実施

イ、農業委員会業務推進への協力

◇農業者年金担当者会議〔5月23日〕

◇農業者年金制度推進研究会〔11月21日〕

(8) 農業体験農園の推進及び全国農業体験農園協会との連携

都市住民の農業参画意向に適い、農業経営の一環として開設される農業体験農園の推進をはかる。

(9) 消費者団体および市民等と農業者の交流、意見交換の推進

農業に興味を持つ消費者及び市民、福祉や教育関係者等と交流会や意見交換会を行い、都市農業への理解を深める。

8. 農業構造改善対策の推進

(1) 「ふるさと東京むらづくり塾」による国および東京都事業の実施および農業者の合意形成の促進による地域農業活性化対策の推進

「ふるさと東京むらづくり塾」を中心として、農山村・島しょ地域の農業・農村の活性化対策と経営改善対策を進めるとともに、経営構造対策事業の普及推進のため、研修会の開催、現地指導、啓発資料の発行等を行う。

また、事業実施地域および導入計画地域に対する計画樹立等に協力するとともに、関係機関・団体による推進連絡協議等を行う。

(2) 経営管理指導の実施

事業効果を高め、事業実施地域の組織・集団の円滑な運営に資するため、経営構造対策事業実施地域について施設等の総合的な経営管理指導・協力を行う。

9. 情報活動

(1) 国および東京都・区市町村の農業情報の収集、農政資料の提供

農業委員会・農業会議提携活動を積極的に展開するために、農業会議と区市町村農業委員会を結ぶ情報媒体として、農業・農政の動向や農業委員会活動の事例等を中心に情報を収集し情報を提供する。

(2) 地域と農業が関連した企画等の提供

農地・農業・農村風景を地域の宝や資源として位置づけ、広く市民に伝えるため観光と結びつけた地域農業振興対策を検討する。

(3) 「東京都農業会議情報」等、農業委員・農地利用最適化推進委員、農業者への情報の発行

収集した情報等について、定期的に「東京都農業会議情報」を編集・発行し、情報の共有化に努める。

農業情勢の情報誌として、農業委員会系統組織の機関誌である「全国農業新聞」の購読を普及し、農政問題の啓発と情報活動の推進をはかる。

また、農地利用相談活動など農業委員会活動の充実と消費者等に対する農業啓発をはかるため、関係資料・図書の普及を積極的に進めるとともにその斡旋を行う。

(4) 農業者への情報・資料の提供

① 農業委員会等開催する農業者への研修等に職員を派遣して、農政問題、法律・制度などについて啓発を行う。

② 農業委員会並びに農業経営者組織を通じて農業者に対する各種情報の提供を行う。